

龍ヶ崎地方衛生組合の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月24日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 笥 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合条例第5号

龍ヶ崎地方衛生組合の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎地方衛生組合の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和57年龍ヶ崎地方衛生組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
龍ヶ崎地方衛生組合延滞金徴収条例 （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の龍ヶ崎地方衛生組合（以下「組合」という。）収入金（組合を組織する市町村が組合に納入する負担金を除く。以下同じ。）の延滞金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 <u>（延滞金の徴収）</u> 第2条 分担金、使用料、手数料及び過料その他の組合収入金の<u>延滞金の徴収</u>に関しては、龍ヶ崎市の<u>市税外諸収入の延滞金徴収条例</u>（昭和29年龍ヶ崎市条例第75号）の例による。	龍ヶ崎地方衛生組合の<u>滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の龍ヶ崎地方衛生組合（以下「組合」という。）収入金（組合を組織する市町村が組合に納入する負担金を除く。以下同じ。）の<u>滞納金督促手数料及び延滞金</u>の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 <u>（滞納金督促手数料及び延滞金の徴収等）</u> 第2条 分担金、使用料、手数料及び過料その他の組合収入金の<u>滞納金督促手数料及び延滞金の徴収等</u>に関しては、龍ヶ崎市の<u>市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例</u>（昭和29年龍ヶ崎市条例第75号）の例による。

付 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（龍ヶ崎地方衛生組合の廃棄物の処理及び清掃に関する手数料徴収条例の一部改正）
- 龍ヶ崎地方衛生組合の廃棄物の処理及び清掃に関する手数料徴収条例（平成元年龍ヶ崎地方衛生組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(督促、滞納処分) 第4条 第2条の一般廃棄物処理手数料の督促、滞納処分、延滞金等に関しては、<u>龍ヶ崎地方衛生組合延滞金徴収条例</u>(昭和57年龍ヶ崎地方衛生組合条例第5号)の定めるところによる。	(督促、滞納処分) 第4条 第2条の一般廃棄物処理手数料の督促、滞納処分、延滞金等に関しては、<u>龍ヶ崎地方衛生組合の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例</u>(昭和57年龍ヶ崎地方衛生組合条例第5号)の定めるところによる。